

下 総 第 1 号
平成30年7月6日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様
同 大 賀 一 慶 様
同 木 本 暢 一 様
同 山 下 隆 夫 様

下関市長 前 田 晋太郎

出資団体監査及び指定管理者監査並びに随時監査の結果に
関する報告に係る措置の通知について

平成30年1月4日付け監査報告第1号により提出のありました出資団体監査及び指定管理者監査並びに随時監査の結果に関する報告書において、改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

菊川総合支所地域政策課
豊田総合支所地域政策課
観光・スポーツ部観光施設課

菊川町まちづくり株式会社について

【出資団体（菊川町まちづくり株式会社）に関する事項】

(ア) 前回監査における改善等を要する事項のうち、以下の事項が改善されていなかったため、関係指針等に基づき早急かつ適切に対応されたい。

- a 収入伝票及び支出伝票について、出資団体が定めた決裁区分表に規定する専決区分に従い、決裁処理が行われていないものが散見された。
- b 株主総会の招集に際し、定款に規定されている取締役会の決議を経ることなく招集されていた。
- c 菊川総合交流ターミナル（以下「菊川道の駅」という。）の屋内に設置している公衆電話の利用料金について、平成28年度は一度も回収を行っておらず、収益として計上されていなかった。中小企業会計指針では、収益は、実現主義により認識し、一会計期間に属するすべての収益を計上する旨が規定されていることから、今後は定期的に回収し、その都度収益として処理する方法に改められたい。

指摘事項（ア）a

決裁区分表に規定する専決区分に従い処理が行われていなかったものにつきましては、改めて区分に従い決裁処理を行いました。今後は、専決区分に照らし合わせ決裁処理をすることとします。

指摘事項（ア）b

定款の定めによらず開催された第21期定時株主総会については、平成30年5月2日に取締役会決議事項として正式な総会と追認されました。また、今年の第22期定時株主総会は、定款に規定されているとおり取締役会の決議を経て招集を行いました。

指摘事項（ア）c

公衆電話の利用料金について、平成29年9月以降は月初めに回収し、収益として計上することに改めています。

(イ) 菊川道の駅の「特産品販売施設」を業者に利用させていたが、利用料金を徴収していなかった。当該施設の利用料金については、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの期間において減免手続をしており、平成28年4月1日以降も引き続き減免したものであると思料するが、当該減免に係る事務手続を確認できなかった。下関市菊川総合交流ターミナルの設置等に関する条例等に基づき、適切に事務処理されたい。

指摘事項 (イ)

当該施設の利用料金については、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの期間において、毎年度減免手続をしていましたが、平成28年度と平成29年度においては、業者と指定管理者の間における事務手続を失念していたものです。平成30年度からは、適切に事務処理を行っています。

株式会社豊田ふるさとセンターについて

【出資団体（株式会社豊田ふるさとセンター）に関する事項】

- (ア) 前回監査における改善等を要する事項のうち、以下の事項が改善されていなかったため、関係法令等に基づき、早急かつ適切に対応されたい。
- a 公告について、会社法第440条第1項では、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。」と規定されているが、貸借対照表が公告されていなかった。
 - b 職員の出張について、出張旅費規程に規定されている「出張申請及び予定表」及び「出張報告書」が作成されていなかった。
 - c 会計事務について、経理規程等に規定されている「固定資産台帳」の項目に記載漏れがあった。

指摘事項 (ア) a

平成29年12月25日付け官報に第21期決算公告を掲載することにより、貸借対照表を公告しました。

指摘事項 (ア) b

「出張申請及び予定表」及び「出張報告書」については、出張旅費規程に基づき適正に事務処理を行いました。

指摘事項（ア）c

固定資産台帳の項目については、「固定資産減価償却内訳明細書」に記載していましたが、一部の固定資産については、「固定資産減価償却内訳明細書」に記載されないことから、新たに固定資産台帳を整備し、記載することとしました。

(イ) 豊田ふるさとセンターが行う指定管理業務の実施状況を確認したところ、以下の事項が見受けられた。下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市の設置等に関する条例（以下「条例」という。）等に基づき、適正に事務処理されたい。

- a 再委託について、下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市の指定管理に関する基本協定書第14条第1項では、「あらかじめ市の承認を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定されているが、事前に市の承認を受けることなく指定管理業務の一部が第三者に再委託されているもの。
- b 利用料金の額について、条例第11条では、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める。」と規定されているが、事前に市長の承認を受けることなく、温浴施設の利用料金の額が定められているもの。
- c 会議室の利用について、利用承認申請書及び領収証の控えがないもの。また、会議室の利用承認について、条例第5条では、会議室の利用時間は、「午前10時から午後8時まで」と規定されているが、午前9時から利用承認しているもの。

指摘事項（イ）a

指定管理業務の一部を第三者へ委託しようとする場合は、規定に基づき、あらかじめ市の承認を受け、適正に事務処理を行いました。

指摘事項（イ）b

利用料金の額について、規定に基づき、事前に市長の承認を受け、適正に事務処理を行いました。

指摘事項（イ）c

会議室の利用承認申請書については、管理簿を作成し、利用状況も踏まえ管理を行うこととしました。また、領収証については、利用承認申請書と通し番号により整合をとることとし、所定の場所へ保管することを徹底しました。

会議室の利用承認について、やむを得ず施設利用時間以外の使用申請があ

る場合は、設置条例第8条の規定に基づき、あらかじめ市長に承認を得て、適正に事務処理を行っています。また、利用時間については、従業員に周知を行っています。利用者に対し利用時間が分かるように会議室前に掲示を行いました。

【所管課（豊田総合支所地域政策課）に関する事項】

- (ア) 指定管理者から毎月市に提出される業務報告書を確認するにあたって、モニタリングチェックシートによる確認を行っていなかった。「下関市指定管理者制度ガイドライン」では、モニタリングチェックシートを基に確認する旨が規定されているため、当該ガイドラインに基づき、適正に確認されたい。

指摘事項（ア）

下関市指定管理者制度ガイドラインに基づき、今年度の指定管理業務（平成30年4月分の業務報告）より、モニタリングチェックシートによる確認を行っています。

下関市火の山ユースホステルについて

【指定管理者（特定非営利活動法人青少年共育活動協会）に関する事項】

- (ア) 下関市火の山ユースホステルの管理等に関する条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）では、「下関市火の山ユースホステル（以下「ホステル」という。）の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、ホステルの施設を使用する場合には、ホステル備付けの宿泊者名簿又は集会室使用簿に必要事項を記入しなければならない。」と規定されているが、当該名簿等に記入されていないものが見受けられた。条例施行規則に基づき、適正に事務処理されたい。

指摘事項（ア）

宿泊者名簿、集会室使用簿について、使用許可の際に必要な事項を確実に記載するとともに、使用終了の際に記載事項について再度確認を行うなど、名簿等を適正に記載するよう指定管理者を指導しました。

- (イ) 利用料金の徴収において、以下の事項が見受けられた。下関市火の山ユースホステルの管理等に関する条例（以下「条例」という。）等に基づき、適正に事務処理されたい。
- a 条例第17条第2項では、利用料金の額は、あらかじめ市長の承認を得たうえで、指定管理者が定める旨が規定されているが、あらかじめ市長の承認を得ていない利用料金を徴収しているもの。

- b 宿泊に係る使用料（以下「宿泊料」という。）は、使用する部屋によって異なる旨が条例に規定されているが、実際に宿泊した部屋の宿泊料と異なる部屋の宿泊料を徴収しているもの。
- c 心身に障害がある使用者が、市長が別に定める証明書を提示した場合の宿泊料の徴収の取扱いが、使用者によって異なるもの。

指摘事項（イ） a

あらかじめ市長の承認を得ていない利用料金の額について、指定管理者より申請を受け、承認しました。

指摘事項（イ） b

宿泊料について、団体利用の際に、実際に宿泊した部屋に関わらず、全宿泊者同一の宿泊料を徴収した事例がありました。

実際に宿泊した部屋ごとに宿泊料を算出して宿泊料を徴収するよう、指定管理者を指導しました。

指摘事項（イ） c

心身に障害がある使用者の宿泊料の減免の取扱いについて、指定管理者の担当者によって取扱いが異なる事例がありました。

宿泊料の減免に係る取扱いを統一し、使用終了の際に記載事項について再度確認を行うなど、適正に宿泊料を徴収するよう指定管理者を指導しました。

- (ウ) 条例及び条例施行規則にホステル使用の申込みを取消す場合の違約金(キャンセル料) についての規定はないが、指定管理者のホームページにはキャンセル料の取扱いが掲載されていた。また、キャンセル料を徴収している事例が見受けられた。条例等に基づき、適正に事務処理されたい。

指摘事項（ウ）

一般的に宿泊施設では違約金（キャンセル料）の取扱いがあるため、条例施行規則を改正して違約金の規定を盛り込みました。違約金(キャンセル料)を徴収する場合には、条例施行規則の規定に従い、適切に徴収するよう指定管理者を指導しました。

- (エ) 指定管理者が行うホステルの管理運営業務の実施に係る経理について、下関市火の山ユースホステルの管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第37条第2項では、本業務の実施に係る収入及び支出を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適

切な運用を図るものとする。ただし、市が、管理運営上の必要があり、指定管理者の提出する資料により当該目的を達成することができると判断し事前に文書で承認したときは、この限りでない旨が規定されているが、市の事前の承認を得ることなく、当該管理運営業務以外の業務に係る収支が混在した複数の銀行口座を開設していた。基本協定書に基づき、適正に事務処理されたい。

指摘事項（エ）

指定管理者が行うホステルの管理運営業務の実施に係る経理について、指定管理業務と自主事業業務とは密接に関連していることから、指定管理業務だけに限った銀行口座を開設することは不合理と考えられるとともに、指定管理者から提出される資料により、指定管理業務の実施に係る収入及び支出を適正に管理することができると見込まれるため、基本協定書第37条第2項ただし書の規定に基づき、指定管理者からの申請を受け複数の銀行口座の使用を承認しました。

(オ) ホステルの宿泊に係る使用許可について、条例及び基本協定書には各部屋の定員が規定されているが、各部屋の定員を超える人数の使用及び全室の定員を超える人数の使用が許可されている事例が見受けられた。また、指定管理者から提出された業務報告書に日々の利用実績として宿泊者数及び宿泊料（日計）が記載されているが、定員を超える宿泊者数の場合には、定員以下の宿泊者数となるよう、宿泊者数及び宿泊料の一部を別の日に振替えることにより、事実と異なる業務報告がされている事例が見受けられた。条例等に基づき、適正にホステルの使用許可等されたい。

指摘事項（オ）

ホステルの宿泊に係る使用許可について、条例及び基本協定書に規定された各部屋の定員を超えることがないように、また、事実と異なる業務報告を記載することがないように指定管理者を指導しました。

なお、下関市旅館業に係る営業施設の設置基準等に関する条例等に基づき、条例施行規則及び基本協定書を改正して宿泊定員、定数について規定しました。

(カ) 市と指定管理者の間で協議を行い、指定管理業務と自主事業業務の経費の按分表が作成されているが、収支報告書等において按分表と異なる配賦がされているものが見受けられた。按分表に基づき、適正に事務処理されたい。

指摘事項（カ）

指定管理業務と自主事業業務の経費の按分について、按分表に基づき適正に事務処理するよう指定管理者を指導し、観光施設課としても按分表に基づいて配賦がされているかを精査し、適正に事務処理を執行するよう改善しました。

また、按分率について適正かどうか協議検討を行い、按分率について見直しを行いました。

- (キ) 基本協定書第29条第1項に、「指定管理者は経営の健全性を証するため、特定非営利活動促進法その他関係法令により、指定管理者に求められる計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び監査報告書を、毎事業年度終了後3月以内に市に提出するものとする。」と規定されているが、活動計算書及び監査報告書が提出されていない。基本協定書に基づき、活動計算書及び監査報告書を提出されたい。

指摘事項（キ）

活動計算書及び監査報告書について、基本協定書に基づき毎事業年度終了後3月以内に提出するよう指定管理者を指導しました。

また、観光施設課としても必要書類の確認を的確に行い、適正に事務処理を執行するよう改善します。

- (ク) 基本協定書第18条第2項では、指定管理者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、事前に市の承諾を受けなければならない旨が規定されているが、事前に市の承諾を受けることなく、指定管理業務の一部が第三者に再委託されているものが見受けられた。基本協定書に基づき、適正に事務処理されたい。

指摘事項（ク）

事前に市の承諾を受けることなく第三者に再委託されていた業務について、指定管理者から業務の再委託に係る申請を受け、承諾しました。

【所管課（観光・スポーツ部観光施設課）に関する事項】

- (ア) 利用料金の徴収金額の根拠資料について、領収書の控えがなく、また、ホステルの使用に係る許可は書面ではなく口頭で行われており、宿泊料を含む許可内容と実際の徴収金額とを照合することができなかった。徴収金額の照合のため、根拠資料となる宿泊許可書の作成及び金銭受領の証拠となる領収書の控えを保管することが必要であると思料する。改善に向け、指定管理者

と協議されたい。

指摘事項（ア）

利用料金の徴収金額の根拠資料について、ホステルの使用の内容と実際の徴収金額を照合できるよう、宿泊者名簿を確実に記載のうえ、複写式の領収書を使用し控えを保管するよう指定管理者を指導しました。

（イ）指定管理者は、指定管理者所有の送迎用バス以外に、従業員等から私有車2台を賃借したうえで、指定管理業務に係る車両費として使用料及び保険料等を負担している。私有車であることから私用でも使用しているが、保険料については所有者の個人負担がないことに疑義があり、また、ガソリン代については負担割合が明らかでなかった。当該私有車の車両費は、市と指定管理者との間の経費の按分表では75%が指定管理業務に係る経費となっており、当該負担割合を検証し、かつ、所有者の個人負担について検討する必要があると思料する。また、現状の勤務体制等では常時2台の車の賃借が必要か、近隣の類似施設の運用と比べても疑義がある。改善に向け、指定管理者と協議検討されたい。さらに、当該私有車の賃借に係る契約書については、使用期間が満了しているなど不備が見受けられたので、適切に契約事務を行うよう指定管理者を指導されたい。

指摘事項（イ）

平成29年11月中旬より、指定管理者所管の車両の運転管理日誌を作成することにより、車両の使途、常時2台の車の賃借が必要なのか、保険料、ガソリン代の負担割合等について検討を行いました。

その結果、指定管理業務において車2台が常時必要ではないと判断したため、保険料等については自主事業業務の経費とし、ガソリン代の負担割合については按分することとしました。

また、私有車の賃借に係る契約書の賃借に係る使用期間の満了について、適切に契約事務を行うよう指定管理者を指導しました。